

新規指定申請に係る事前協議の受付期間等について

協議予約締切日までに、必ずお電話でご予約の上、ご来庁ください。

| 協議予約締切日 | 事前協議受付期間 |
|----------------|---------------------------------|
| 2024年4月11日(木) | 2024年4月12日(金) ~ 2024年4月19日(金) |
| 2024年5月10日(金) | 2024年5月13日(月) ~ 2024年5月17日(金) |
| 2024年6月11日(火) | 2024年6月12日(水) ~ 2024年6月19日(水) |
| 2024年7月11日(木) | 2024年7月12日(金) ~ 2024年7月19日(金) |
| 2024年8月9日(金) | 2024年8月13日(火) ~ 2024年8月19日(月) |
| 2024年9月11日(水) | 2024年9月12日(木) ~ 2024年9月19日(木) |
| 2024年10月11日(金) | 2024年10月15日(火) ~ 2024年10月18日(金) |
| 2024年11月11日(月) | 2024年11月12日(火) ~ 2024年11月19日(火) |
| 2024年12月11日(水) | 2024年12月12日(木) ~ 2024年12月19日(木) |
| 2025年1月10日(金) | 2025年1月14日(火) ~ 2025年1月17日(金) |
| 2025年2月10日(月) | 2025年2月12日(水) ~ 2025年2月19日(水) |
| 2025年3月11日(火) | 2025年3月12日(水) ~ 2025年3月19日(水) |

- 事前協議受付の予約は、事前協議受付期間の開始日の前日(休日の場合、前開庁日)までとします。
- 事前協議受付期間は原則として、毎月12日(休日の場合、翌開庁日)～19日(休日の場合、前開庁日)までの期間とします。
- 事前協議は通所介護、予防通所事業、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型サービスが対象です。(介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び予防通所事業を含む。)